

令和5年度
第1回名寄市保健医療福祉推進協議会次第及び議案書

日時 令和5年5月9日（火）15時00分～

場所 名寄市役所名寄庁舎4階大会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 諮問

4 市長挨拶

5 会長挨拶

6 議事

報告第1号 令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について

①社会福祉課・基幹相談支援センター

②保健センター

③こども未来課

④高齢者支援課・地域包括支援センター

⑤社会福祉事業団

協議第1号 名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第3次）」の策定について

協議第2号 名寄市生きるを支える自殺対策計画（第2次）の策定について

協議第3号 第7期名寄市障がい福祉実施計画の策定について

協議第4号 第9期名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画
の策定について

7 その他

8 閉会

名寄市保健医療福祉推進協議会委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日
(敬称略)

| No. | 役職名 | 氏名 | 所属団体及び役職名 | 担当部会 |
|-----|-----|--------|--|--------|
| 1 | 会長 | 眞岸 克明 | 名寄市立総合病院 院長 | |
| 2 | 副会長 | 吉田 肇 | 一般社団法人 上川北部医師会 顧問 | |
| 3 | 副会長 | 菊池 隆 | 名寄市町内会連合会 副会長 | |
| 4 | 委員 | 飛田 聖 | 名寄市民生委員児童委員連絡協議会 副会長 | 児童部会 |
| 5 | 委員 | 笹原 博幸 | 名寄市民生委員児童委員連絡協議会主任児童委員会 委員長 | 児童部会 |
| 6 | 委員 | 柴田 沙知 | 名寄幼児教育・保育振興会 会長 | 児童部会 |
| 7 | 委員 | 東 巖 | 前 名寄身体障害者福祉協会 会長 | 障がい者部会 |
| 8 | 委員 | 田中 尚幸 | 社会福祉法人 道北センター福祉会 自立訓練（生活訓練）事業所 緑ヶ丘 事業所長 | 障がい者部会 |
| 9 | 委員 | 尾谷 和久 | 名寄心と手をつなぐ育成会 会長 | 障がい者部会 |
| 10 | 委員 | 天野 信二 | 社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 事務局長 | 高齢者部会 |
| 11 | 委員 | 大野 元博 | 名寄市高齢者事業センター 事務局長 | 高齢者部会 |
| 12 | 委員 | 小川 進 | 名寄市老人クラブ連合会 会長 | 高齢者部会 |
| 13 | 委員 | 大野 洋子 | 名寄市保健推進委員協議会 会長 | 保健医療部会 |
| 14 | 委員 | 角尾 ひとみ | 名寄市保健推進委員協議会 副会長 | 保健医療部会 |
| 15 | 委員 | 加藤 淳 | 名寄市立大学 副学長 | 保健医療部会 |

No.4 民生委員児童委員委員退任により 中村幸尚→飛田 聖 (R5. 4. 1～)

No.7 名寄身体障害者福祉協会R5. 3. 31解散、解散後の委員継続について了承済み

報告第1号

令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について

【①社会福祉課・基幹相談支援センター】

1 生活困窮者自立支援事業

平成27年度から必須事業である生活困窮者自立相談支援事業等を開始し、平成28年度には任意事業である家計改善支援事業、平成29年度からは大学と連携して学習支援事業に取り組み、また、令和3年度から就労準備支援事業を開始しました。

・生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業（令和4年度実績）

年間相談者数 64人： プラン作成済 4人、プラン未作成 60人

（うち新規 12人： プラン作成済 0人、プラン未作成 12人）

支援終了者数 2人： プラン作成済 1人、プラン未作成 1人

令和5年3月31日現在相談者数

62人： プラン作成済 3人、プラン未作成 59人

・学習支援事業（令和4年度実績）

新型コロナウイルスの影響により開催なし

2 第6期名寄市障がい福祉実施計画の進捗状況について

（1）福祉施設から一般就労への移行

- ・令和3年度から令和5年度の3年間の障がい者の一般就労への移行の目標は、10人と設定。
- ・令和4年度の実績は、11人。

（2）福祉施設入所者の地域生活への移行

- ・令和4年度から令和5年度の3年間の地域生活への移行の目標は、2人と設定。
- ・令和4年度の実績は、2人。

3 第3次名寄市障害者福祉計画の進捗状況について

（1）啓発・広報の推進

- ・障がいの理解促進のため障がい者の制作した美術作品展を開催しました。
（令和4年12月「アール・ブリュット展」開催）

（2）教育・育成の充実

- ・「名寄市特別支援連携協議会」や「名寄地域子ども発達支援推進連絡協議会」等に委員として参画し、連携を図りながら支援の充実に向けた課題の検討等を行った。
- ・福祉業務に従事している支援者向けスキルアップ研修会の実施
（令和5年3月開催。テーマ：障がい者支援のキホンのキ）

(3) 福祉サービスの充実

- ・基幹相談支援センターぼっけでの相談対応（令和4年度358名）

(4) 雇用・就業の確保

- ・障害者雇用率（名寄管内：2.99%）

(5) 生活環境の整備充実

- ・グループホームの整備（令和4年度末 23棟）

(6) スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進

- ・手話奉仕員養成講座の開催、手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣に取り組みました。
- ・名寄市社会福祉協議会主催の「市民ボッチャ交流大会」に共催として、障がいや世代に関わらず、あらゆる市民の地域参加やつながりづくりを進めています。

4 第3期名寄市地域福祉計画における地域福祉の推進について

地域福祉については、「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本とし、市民相互が支えあいながら生活していける「自立と共生」の地域社会づくりを進めてまいります。

また、災害の発生に備え、防災担当と連携し、福祉関係事業所における災害対策に関する計画や避難行動要支援者に関する個別計画などの取組を進めてまいります。

<基本となる事業>

- ①地域福祉活動の普及・推進
- ②市民との協働による福祉のまちづくりの推進
- ③福祉関係団体との連携強化
- ④生活に困っている人への包括的支援の充実

【②保健センター】

1 名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」の推進状況について

- ・平成25年3月 名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」策定

↓

最上位目標：健康寿命の延伸と健康格差の縮小
生活習慣病の発症予防や重症化予防の徹底を図る

- ・平成31年3月 中間評価の実施し、指標等を見直し
- ・令和3年8月 国の健康日本21計画（第2次）の計画期間が1年間延長されたことを踏まえて、同様に名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」の計画期間を延長する

なお、変更（延長）するのは計画期間のみであり、各種数値目標については変更しない

※計画進捗状況・・・別紙のとおり

2 名寄市出産・子育て応援事業について

国において創設された出産・子育て応援交付金に基づき、妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近なところで相談に応じる「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施する「名寄市出産・子育て応援事業」を、令和5年3月1日から開始しました。「伴走型相談支援」については、妊婦や乳幼児期の子育て家庭に寄り添い、安心して出産・子育てができるように面談や継続的な情報発信、相談等を行い、必要な支援につなぐ取り組みを実施しています。「経済的支援」については、対象者を令和4年4月1日以降に出産および妊娠届を出された方とし、「出産応援ギフト」として、妊娠届を提出した妊婦の方1人につき5万円を支給、「子育て応援ギフト」として、出生した乳児を養育する方に対して乳児1人につき5万円を支給しています。

名寄市健康増進計画「健康なよろ21(第2次)」主な目標項目の推移(実績報告)

| 分野 | 項目 | 中間評価値 | 実績値 | 目標値 | データソース | |
|--|---|-------|-----------------|-----------------|-----------------|------|
| | | H28 | R3 | R4(2022年) | | |
| がん | ① がん検診の受診率の向上(胃は50～69歳、肺・大腸・乳がんは40～69歳、子宮頸がんは20～69歳までを対象) | | | | | |
| | 胃がん | 男性 | 24.3% | 10.4% | 増加傾向へ | (2) |
| | | 女性 | 25.3% | 9.6% | | |
| | 肺がん | 男性 | 23.2% | 18.3% | | |
| | | 女性 | 25.9% | 22.6% | | |
| | 大腸がん | 男性 | 22.2% | 15.0% | | |
| 女性 | | 25.1% | 17.2% | | | |
| 子宮頸がん | 女性 | 21.7% | 14.6% | | | |
| 乳がん | 女性 | 26.1% | 18.3% | | | |
| 循環器疾患 | ① 高血圧の改善(160/100mmHg以上の者の割合) | | 9.1% | 5.3% | 減少傾向へ | (3) |
| | ② 脂質異常症の減少 (LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合) | 男性 | 8.6% | 7.8% | | |
| | | 女性 | 11.0% | 9.0% | | |
| | ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 | | 380人 (23.5%) | 365人 (30.5%) | 現状値と比べて 25%減 | |
| ④ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上 | | | | | | |
| | 特定健康診査の実施率 | 34.4% | 29.9% | 55.5% | (3) | |
| | 特定保健指導の実施率 | 85.2% | 83.8% | 80.0% | (3) | |
| 糖尿病 | ① 合併症(糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数)の減少 | | 3人 | | 減少傾向へ | (4) |
| | ② 治療継続者(HbA1c JDS6.1(NGSP値6.5)%以上の者のうち治療中と回答した者)の割合の増加 | | 69.1% | 67.8% | 増加傾向へ | (3) |
| | ③ 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者(HbA1c JDS値8.0(NGSP値8.4)%以上)の割合の減少 | | 0.8% | 1.3% | 減少傾向へ | |
| | ④ 糖尿病有病者(HbA1c JDS値6.1(NGSP値6.5)%以上)の割合の増加の抑制 | | 5.8% | 9.6% | 減少傾向へ | |
| 栄養・食生活 | ① 適正体重を維持している者の増加:肥満(BMI25以上)、やせ(BMI18.5未満)の減少 | | | | | |
| | 30～60歳代男性の肥満者の割合の減少 | | 38.9% | 44.3% | 減少傾向へ | (5) |
| | 40～60歳代女性の肥満者の割合の減少 | | 21.9% | 24.6% | 減少傾向へ | |
| | 20歳代女性のやせの者の割合の減少 | | 18.9% | 7.8% | 現状維持又は減少 | (6) |
| ② 朝食を欠食する子ども(小学6年生)を減らす | | 3.0% | 5.2% | 0% | (8) | |
| 身体活動・運動 | ① 運動習慣者(週2回以上30分以上の持続運動で1年以上継続)の割合の増加 | | | | | |
| | 30～64歳 | 男性 | 28.8% | 25.3% | 増加傾向へ | (5) |
| | | 女性 | 22.9% | 23.8% | | |
| | 65歳以上 | 男性 | 43.8% | 46.4% | | |
| 女性 | | 42.2% | 33.1% | | | |
| ② 運動やスポーツを習慣的にしている子ども(1週間の総運動時間が60分以上の小学5年生)の割合の増加 | | 男子 | 96.0% | 89.3% | (9) | |
| | 女子 | 91.9% | 87.4% | | | |
| 飲酒 | ① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 (1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者) | | | | | |
| | 男性 | 29.7% | - | 減少傾向へ | (11) | |
| | 女性 | 8.3% | - | | | |
| ② 妊娠中の飲酒をなくす | | 2.0% | 1.1% | 0% | (12) | |
| 喫煙 | ① 成人の喫煙率の減少 | | | | | |
| | 妊娠中の母親 | 5.9% | 0.5% | 減少傾向へ | (12) | |
| | 育児中の母親 | 5.9% | 2.7% | | | |
| 育児中の父親 | 41.1% | 34.9% | | | | |
| 歯・口腔の健康 | ① むし歯のない3歳児の割合の増加 | | 86.0% | 89.3% | 80%以上 | (13) |

(1)人口動態統計 (2)がん検診 (3)特定健診 (4)身体障がい者更生医療台帳 (5)特定健診・健康診査 (6)妊娠届出時
(7)公立学校児童等の健康状態に関する調査 (8)全国学力・学習調査 (9)全国・運動能力 (10)警察庁自殺統計 (11)生活習慣問診票
(12)4カ月児健診問診票 (13)地域保健・健康増進事業報告

※網掛けは改善傾向または目標達成項目

【③こども未来課】

1 第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

令和2年3月に第1期計画の基本理念である「名寄(ここ)で育って、名寄(ここ)で育てよかったといえるまちをめざして」を継続して基本理念とし、第2期計画を策定しました。

実施主要施策及び具体的な取組について、特徴的な施策について報告します。

(一部抜粋)

| | |
|-----------------|---|
| 保育施設の充実 | 老朽化している公立保育所においては、令和6年春の市立認定こども園「あいあい」のオープンに向けて、本年度は本体の建設工事（11月完成予定）や備品の購入等を行います。 |
| 児童虐待に関する相談体制の充実 | 平成31年から子ども家庭総合支援拠点事業を実施し、相談体制の充実に努めていますが、年々相談件数が増加していることから本年度は相談員を1名増員し、更なる充実に図ります。 |
| こどもの遊び場の確保 | こどもの遊び場「にこにこらんど」は、昨年12月に大型遊具を増設し、リニューアルオープンいたしました。本年度も利用者の声を反映しながら、気軽に利用できる施設となるよう委託している事業者と連携を図り、運営していきます。 |

2 認定こども園等整備事業

建築から40年以上経過し老朽化している公立保育所については、現南保育所の東側にこども発達支援センターを併設した150名定員規模の認定こども園を建設中です。本年11月が完成予定となっており、令和6年春にオープンいたします。

11月下旬 市立認定こども園「あいあい」完成

12月～2月 認定こども園配線工事・備品等購入搬入

2月～3月 内覧会・保護者説明会・新施設にて模擬保育

令和6年度 西・南保育所解体工事、外構工事（駐車場整備・園庭整備）

3 こどもの遊び場の利用促進

昨年12月のリニューアルオープン後、利用者が増加し賑わいを見せています。身体を動かすことができるアスレチック系立体遊具等を増設したことにより、小学生の利用も増加していることから、より安全面に配慮し、子育て世代の交流の場として活用していただけるよう、更なる利用促進に努めてまいります。

4 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

児童扶養手当を受ける世帯（ひとり親世帯）と住民税非課税世帯（ひとり親世帯を除く）に児童1人当たり一律5万円を給付すると通知がありました。国の動向を注視しながら、速やかな支給に向け準備を進めてまいります。

5 保育所・幼稚園の入所について（入所児童状況）

| 施設名 | R5. 4. 1 定員(名) | 児 童 数 | | | |
|------------|-------------------|----------|----------|----------|----------|
| | | R2. 4. 1 | R3. 4. 1 | R4. 4. 1 | R5. 4. 1 |
| 西保育所 | 70 | 74 | 75 | 76 | 67 |
| 南保育所 | 90 | 79 | 83 | 88 | 87 |
| 東保育所 | 60 | 80 | 75 | 68 | 64 |
| 大谷認定（保） | 60 | 62 | 63 | 74 | 67 |
| 名寄幼稚園（保） | 50 | 49 | 59 | 70 | 79 |
| 風連幼稚園（保） | 40 | 53 | 43 | 40 | 41 |
| 砺波保育所 | 30 | 閉所 | - | - | - |
| 智恵文保育所 | 30 | 5 | 9 | 7 | 8 |
| 大谷認定（幼） | 45 | 57 | 45 | 39 | 36 |
| 名寄幼稚園（幼） | 100 | 93 | 74 | 74 | 60 |
| 風連幼稚園（幼） | 25 | 32 | 33 | 25 | 25 |
| 名寄カトリック幼稚園 | 90 | 80 | 86 | 74 | 73 |
| 光名幼稚園 | 75 | 75 | 72 | 70 | 60 |
| どろんこ保育園 | 19 | 17 | 19 | 15 | 16 |
| 合計 | 784 | 756 | 736 | 720 | 683 |

※子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定を実施している人数

【④高齢者支援課・地域包括支援センター】

1 高齢化率について

| | 人口 | 65歳以上 | 男 | 女 | 高齢化率 |
|----------|----------|---------|---------|---------|--------|
| R3.3 末現在 | 26,708 人 | 8,842 人 | 3,695 人 | 5,147 人 | 33.11% |
| R4.3 末現在 | 26,212 人 | 8,753 人 | 3,656 人 | 5,097 人 | 33.39% |
| R5.3 末現在 | 25,573 人 | 8,647 人 | 3,617 人 | 5,030 人 | 33.81% |

2 後期高齢化率について

| | 人口 | 75歳以上 | 男 | 女 | 後期高齢化率 |
|----------|----------|---------|---------|---------|--------|
| R3.3 末現在 | 26,708 人 | 4,791 人 | 1,841 人 | 2,950 人 | 17.94% |
| R4.3 末現在 | 26,212 人 | 4,863 人 | 1,865 人 | 2,998 人 | 18.55% |
| R5.3 末現在 | 25,573 人 | 4,946 人 | 1,910 人 | 3,036 人 | 19.34% |

3 介護保険事業状況について（令和5年3月分月報）（括弧内は昨年同月数値）

| | | |
|---------------------|---------|-----------|
| 要介護（要支援）認定者数 | 1,835 人 | (1,813 人) |
| 居宅介護（介護予防）サービス受給者数 | 853 人 | (904 人) |
| 地域密着型（介護予防）サービス受給者数 | 202 人 | (176 人) |
| 施設介護サービス受給者数 | 277 人 | (298 人) |

4 介護人材就労定着支援事業について

市内介護保険事業所において不足している介護人材の確保や離職防止のため、以下のとおり、各種助成・研修事業を実施してまいりました。

〈令和4年度実績〉

- ①介護職員初任者研修受講費用の助成：0件
- ②介護福祉士実務者研修受講費用の助成：5件
- ③就職支度金の助成：1件
- ④介護事業所向け研修会の実施（委託）：3回

【⑤社会福祉事業団】

1 入所施設の現員について

(1) 名寄市特別養護老人ホーム清峰園 (定員100名) 単位：名

| 月 | | 前月末現在 入所者数 | | | 異 動 | | | | | | 当月末 |
|----|------|---------------|----|----|-----|---|---|---|---|---|-----|
| | | 男 | 女 | 計 | 男 | | 女 | | 計 | | |
| | | | | | 入 | 退 | 入 | 退 | 入 | 退 | |
| 3月 | 名寄市 | 25 | 64 | 89 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 4 | 87 |
| | 他市町村 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 計 | 25 | 65 | 90 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 4 | 88 |

(2) 名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ (定員80名) 単位：名

| 月 | | 前月末現在 入所者数 | | | 異 動 | | | | | | 当月末 |
|----|------|---------------|----|----|-----|---|---|---|---|---|-----|
| | | 男 | 女 | 計 | 男 | | 女 | | 計 | | |
| | | | | | 入 | 退 | 入 | 退 | 入 | 退 | |
| 3月 | 名寄市 | 6 | 43 | 49 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 48 |
| | 他市町村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 6 | 43 | 49 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 48 |

(3) 軽費老人ホーム (ケアハウス) フロンティアハウスふうれん (定員50名)

単位：名

| 月 | | 前月末現在 入所者数 | | | 異 動 | | | | | | 当月末 |
|----|------|---------------|----|----|-----|---|---|---|---|---|-----|
| | | 男 | 女 | 計 | 男 | | 女 | | 計 | | |
| | | | | | 入 | 退 | 入 | 退 | 入 | 退 | |
| 3月 | 名寄市 | 14 | 32 | 46 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 47 |
| | 他市町村 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 計 | 14 | 33 | 47 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 48 |

2 介護職員採用について (特別養護老人ホーム)

(1) 職員確保への取組 (令和4年度)

ア 高校生への職場説明 (剣淵高校) (R5.2.1)

(美深高校) (R5.2.2)

(名寄産業高校) (R5.2.8)

イ 大学生への就職相談会（名寄市立大学）（R4 はコロナウイルス感染症対策により中止）

（2）職員スキルアップの取り組み（年度）

ア 虐待防止研修

- ・「やさしい虐待事故の防止対策（動画講習）」（監修・制作 株式会社安全な介護）

（R4. 10～12）

清峰園各エント、楽々館、居宅介護支援事業所、友遊館、フロンティアハウス拠点、風連拠点

- ・「身体的拘束は虐待と同じ？「スピーチロックと心理的虐待（動画講習）」（YouTube）」

（R5. 2～3）

清峰園各エント、楽々館、居宅介護支援事業所、友遊館、フロンティアハウス拠点、風連拠点

（3）職員採用（特別養護老人ホーム介護常勤職員）

ア 令和4年度入・退職状況

入職 6人（正職員2人、準職員4人）

退職 4人（正職員3人、準職員1人）

イ 令和5年度新規配置状況（5月1日現在）

正職員 1人

準職員 1人

ウ 令和5年5月現在、産休・育休、病休等状況

正職員 2人

準職員 0人

（参考）R3年度 採用率・離職率 出典（公財）介護労働安定センター

採用率 全国 15.7% 全道 14.5% 事業団 1.35%

離職率 全国 14.6% 全道 13.6% 事業団 6.08%

採用率（R02.10.1～R03.9.30の採用者数）／R02.9.30の在籍者数 ×100

離職率（R02.10.1～R03.9.30の離職者数）／R02.9.30の在籍者数 ×100

協議第 1 号

名寄市健康増進計画「健康なよろ 2 1（第 3 次）」の策定について

健康増進法第 8 条第 2 項に基づく「市町村健康増進計画」として、市民の健康増進の推進に関する施策についての計画を策定することとされています。

(健康増進法)

第 8 条

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（市町村健康増進計画）を定めるよう努めるものとする。

※計画策定の基本的な考え方

市民がいつまでも健やかに暮らすことができるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、生活習慣病の発症及び重症化の予防に取り組み、市民の健康づくりを推進する計画を策定します。

※計画期間

令和 6 年度から令和 15 年度（10 年間）

※策定部会の設置

保健医療部会を設置する。

協議第 2 号

名寄市生きるを支える自殺対策計画（第 2 次）の策定について

自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づき、自殺総合対策大綱、北海道自殺対策行動計画の趣旨を踏まえ「市町村自殺対策計画」として「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し計画を策定することとされています。

（自殺対策基本法）

第 13 条（抜粋）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（市町村自殺対策計画）を定めるものとする。

※計画策定の基本的な考え方

自殺対策は「生きることの包括的な支援」として、関連施策との有機的な連携を強化し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、計画を策定します。

※計画期間

令和 6 年度から令和 10 年度（5 年間）

※策定部会の設置

保健医療部会を設置する。

協議第3号

第7期名寄市障がい福祉実施計画の策定について

障害者総合支援法に基づき、国と道から示される基本的な指針に即して、必要なサービス量を計画的に見込むとともに、目標年次を定め円滑な事業の実施を確保するため、実施計画を策定することとされています。

(障害者総合支援法)

第88条(抜粋)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

※計画策定の基本的な考え方

国が定める基本指針に基づき、法改正等の動向を鑑みながら、名寄市における障がい者が安心して生活ができる条件を整えることができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と、業務が円滑に実施できるよう数値目標を掲げ計画を策定します。

また、第2次名寄市総合計画のもと、第3期名寄市地域福祉計画等、保健福祉に関連する計画と整合性をもった計画を策定します。

※計画期間

令和6年度から令和8年度(3年間)

※策定部会の設置

障がい者部会を設置する。

協議第 4 号

名寄市第 9 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の策定について

老人福祉法及び介護保険法においては、市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画の 2 つの計画を一体のものとして作成することが求められており、名寄市では、計画の策定にあたりそれぞれが担う役割を明らかにした上で、両計画を一体のものとして作成します。

(市町村老人福祉計画)

老人福祉法第 20 条の 8 (抜粋)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(市町村介護保険事業計画)

介護保険法第 117 条 (抜粋)

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

※計画策定の基本的な考え方

- 1 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- 2 在宅サービスの充実
- 3 地域共生社会の実現
- 4 医療・介護情報基盤の整備
- 5 保険者機能の強化
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

※計画期間

令和 6 年度から令和 8 年度（3 年間）

※策定部会の設置

高齢者部会を設置する。

令和5年度名寄市保健医療福祉推進協議会・専門部会開催スケジュール(案)

| 月別 | 名寄市保健医療福祉 推進協議会 | 保健医療部会 高齢者部会 | 障がい者部会 |
|---------|---------------------|-----------------|----------|
| 令和5年4月 | | | |
| 令和5年5月 | 第1回協議会開催 (計画の諮問) | 第1回部会の開催 | |
| 令和5年6月 | | 第2回部会の開催 | 第1回部会の開催 |
| 令和5年7月 | | 第3回部会の開催 | |
| 令和5年8月 | | | |
| 令和5年9月 | | 第4回部会の開催 | 第2回部会の開催 |
| 令和5年10月 | | 第5回部会の開催 | |
| 令和5年11月 | | 第6回部会の開催 | 第3回部会の開催 |
| 令和5年12月 | 第2回協議会開催 (計画の答申) | | |
| 令和6年1月 | | | |
| 令和6年2月 | | | |
| 令和6年3月 | | | |

改正

平成22年3月31日規則第20号

平成22年11月12日規則第44号

平成29年12月25日規則第44号

令和2年3月31日規則第28号

名寄市保健医療福祉推進協議会規則

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関すること。
- (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。

(専門部会の設置)

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

- (1) 児童部会
- (2) 障がい者部会
- (3) 高齢者部会
- (4) 保健医療部会

2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の手続を経た者等のうちから市長が委嘱する。

3 各部会長は、各専門部会委員の互選によるものとする。

4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。

5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年名寄市条例第43号）を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月12日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月25日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和5年度名寄市保健医療福祉推進協議会事務局名簿

| No. | 所属部 | 職名 | 氏名 |
|-----|---------|-----------------|--------|
| 1 | 健康福祉部 | 部長 | 馬場 義人 |
| 2 | 健康福祉部 | こども・高齢者支援室 室長 | 松田 慎司 |
| 3 | 健康福祉部 | 次長（社会福祉事業団） | 後藤 裕子 |
| 4 | 健康福祉部 | 社会福祉課 課長 | 滋野 俊一 |
| 5 | 健康福祉部 | 基幹相談支援センター 所長 | 鯖戸 貴也 |
| 6 | 健康福祉部 | 保健センター 所長 | 倉澤 富美子 |
| 7 | 健康福祉部 | 保健センター 主幹 | 齋藤 七江 |
| 8 | 健康福祉部 | こども未来課 課長 | 瀬野 友寛 |
| 9 | 健康福祉部 | こども未来課 主幹 | 谷口 恭子 |
| 10 | 健康福祉部 | 地域包括支援センター 所長 | 橋本 いづみ |
| 11 | 健康福祉部 | 地域包括支援センター 主幹 | 山崎 大樹 |
| 12 | 健康福祉部 | 参事（社会福祉協議会担当） | 渡辺 敏史 |
| 13 | 健康福祉部 | 参事（特別養護老人ホーム担当） | 井出 しのぶ |
| 14 | 健康福祉部 | 参事（特別養護老人ホーム担当） | 下山 潤一 |
| 15 | 風連国保診療所 | 事務課 課長 | 田上 豊彦 |
| 16 | 健康福祉部 | 社会福祉課福祉総務係 係長 | 福井 由佳 |
| 17 | 健康福祉部 | 社会福祉課福祉総務係 主事 | 滝ヶ平 裕矢 |